明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表十八の二付表一の表を次のように改める。

別表十八の二付表一　連結中間納付額の調整計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

				円				円
前連結事業年度の法人税額	法人税額		1		仮計 (4)＋(9) （マイナスの場合は０）		10	
	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額		2		連結法人以外の法人に係る調整額の計算	前期の連結加入法人に係る加算調整額 （別表十八の二付表二「12」）	11	
	差引法人税額 (1)－(2)		3			当期の連結加入法人に係る加算調整額 （別表十八の二付表二「16」）	12	
前期実績基準額 （別表十八の二付表二「4」）又は$\left((3)\times\frac{6}{\quad}\right)$			4			前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 （別表十八の二付表三「4」）	13	
連結法人に係る調整額の計算	加算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 （別表十八の二付表二「7」）	5			当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 （別表十八の二付表三「12」）	14	
		前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 （別表十八の二付表三「8」）	6			連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 （別表十八の二付表二「20」）	15	
		当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 （別表十八の二付表三「16」）	7			連結法人以外の法人に係る調整額の合計 (11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)	16	
	減算	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 （別表十八の二付表二「8」）	8		納付すべき法人税額 (10)＋(16)		17	
	連結法人に係る調整額の合計 ((5)＋(6)＋(7))－(8)		9					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十八の二付表一の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、連結親法人が法第81条の19第１項（第１号イ又はロに係る部分に限る。）又は第２項から第６項まで（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十八の二付表二の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、連結親法人が法第81条の19第１項（第１号イ又はロに係る部分に限る。）、第２項、第３項、第５項又は第６項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載すること。